

事業評価書（事前）

事務事業名		保健衛生施設等施設整備事業		
事務事業の概要	(1) 目的	保健衛生施設等施設整備費については、介護老人保健施設、保健所、市町村保健センター、精神障害者社会復帰施設等の保健衛生施設等に対して施設整備の補助を行い、地域住民に対する「健康増進並びに疾病の予防及び治療等を行い、公衆衛生の向上に寄与する」ことを目的として実施しているところである。		
	(2) 内容	介護老人保健施設、保健所、市町村保健センター、精神障害者社会復帰施設等の保健衛生施設等の建設に係る経費の一部を補助するための経費である。		
	(3) 達成目標	予算額（案）	11,156百万円	
		<ul style="list-style-type: none"> ・公衆衛生の向上 ・「ゴールドプラン21」及び「障害者プラン」の達成目標については、別添のとおり。 		
評価	(1) 必要性	保健衛生施設等に係る整備については、関係法令又は交付要綱等に基づき実施しているところであるが、少子・高齢化に対応した各種計画（ゴールドプラン21、障害者プラン）等と密接に関係していることから、地方公共団体等が行う施設整備等に対して、国が補助を行う必要がある。		
	(2) 有効性	〔これまで達成された効果・今後見込まれる効果〕 ・公衆衛生の向上 ・雇用の創出（年間約8,000人） 〔効果の発現が見込まれる時期〕 ・各施設の完成後		
	(3) 効率性	〔手段の適正性、効果と費用との関係に関する分析〕 保健衛生施設等に係る整備については、地域住民の公衆衛生の向上という、特定の目的のために整備される施設であり、かつ、代替施設を有しないものであることから、一概に適正性を評価（費用対効果分析、コスト分析等）することは困難であるが、事業の採択に当たり、地域における施設の需要、各種計画に沿った整備であること又は整備の緊急性等を考慮して採択しているところである。		
	(4) その他 （公平性・優先性など）	保健衛生施設整備費の対象施設には、早急かつ優先的に整備を行う必要がある施設として以下のような施設がある。 ・「ゴールドプラン21」に基づき平成16年度までに整備を行う介護老人保健施設等の介護保険関係施設 ・地域住民のための保健医療体制の確保を図るため、地域保健対策の中核として整備の急がれている保健所及び市町村保健センター ・「障害者プラン」に基づき平成14年度までに整備を行う精神障害者社会復帰施設等		
関連事務事業		保健衛生施設等において行われる事業に対する補助事業等（例） ・介護保険関係施設及び精神障害者社会復帰施設等に対する運営費補助事業等 ・保健所及び市町村保健センターにおいて行われる地域保健法第6条及び第18条に基づく事業に対する補助事業（保健所業務費等）		
		〔予算の執行状況（不用、繰越）〕		
		平成11年度	平成12年度	平成13年度

特 記 事 項	(補 正 後) 予 算 額	(29,233,901) 13,115,205	(24,331,205) 18,465,205	13,100,000
	決 算 額	23,675,097	21,408,272	
	不 用 額	2,646,044	2,392,733	-
	前年度より繰越額	9,564,779	12,458,117	12,951,099
	翌年度へ繰越額	12,458,117	12,951,099	-
	流 用 額	19,422	37,218	-
主 管 課 及 び 関 係 課	(主 管 課) 健 康 局 (関 係 課) 健 康 局 医 薬 局 社 会 ・ 福 祉 局 老 健 局	総務課指導調査室 総務課生活習慣病対策室・疾病対策課・疾病対策課臓器 移植対策室・結核感染症課 総務課・食品保健部監視安全課 障害保健福祉部精神保健福祉課 計画課		